

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

日本国憲法の三つの基本原理とは

弁護士 宇都宮 健児



1 はじめに

今年で日本の敗戦から80年となる。

アジア・太平洋戦争による日本人の犠牲者は、軍人・軍属の犠牲者が約230万人、民間人の犠牲者が約80万人、合計約310万人といわれている。また、日本の侵略戦争や植民地支配によるアジア・太平洋諸国の犠牲者は2000万人を超えるといわれている。

このような多大な犠牲者を出したアジア・太平洋戦争への深い反省の上に立って、戦後日本国憲法が1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行された。

2 日本国憲法の三つの基本原理

日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平

和主義を基本原理としている。

1889年2月11日に公布され1890年11月29日に施行された大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇主権を基本原理としており、天皇は国の元首として統治権を総攬するそうらんと定められていた（1条、4条）。大日本帝国憲法下でも、国民の権利・自由を保障する規定はあったが、それはあくまで「法律の範囲内において」保障されたものにすぎなかった。

戦前の歴史への深い反省の上に立って、日本国憲法は、国家よりも個人を尊重し、基本的人権を最大限保障する憲法となっている。

また、天皇主権から国民主権へと主権原理を変更し、戦争自体が最大の人権侵害であるとともに戦争状態では人権が保障されないことから、徹底した恒久平和主義を定めている。

日本国憲法は、三つの基本原理を支えるため、憲法の

最高法規性を定め（98条）、公務員に憲法尊重擁護義務を課し（99条）、裁判所に違憲立法審査権を付与する（81条）など、憲法によって国家権力を制限し人権

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協利による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

保障をはかるといふ立憲主義の理念を基盤としている。

3 基本的人権の尊重原理

日本国憲法11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と基本的人権が不可侵であることを明確にした上で、思想・良心の自由等の自由権、生存権、労働基本権、教育を受ける権利等の社会権など、13条から40条にかけて詳細な人権プログラムを規定している。

三つの基本原理の中では、基本的人権の尊重原理が中心的価値を有する。独裁国家や専制国家では、基本的人権が守られず、基本的人権が守られるには、民主主義の国家でなければならぬのである。また、戦争は「最大の人権侵害」であるので、基本的人権の尊重原理を徹底すれば恒久平和主義に行き着くことになる。

フランス人権宣言16条は「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は憲法をもたない」と定めている。立法・司法・行政の三権が分立せず、一権になると独裁政権となり人権が守られなくな

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

る。三権分立は、基本的人権を守る制度なのである。

4 国民主権原理

日本国憲法は前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と述べ、国民主権と議会制民主主義を宣言している。

また日本国憲法1条では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定め、国民主権を明記している。

戦前は、天皇主権の下、天皇が統治権を総攬し、国民は臣民としてその統治の対象に過ぎなかったが、日本国憲法下では、国民主権のもとで、女性にも参政権が認められ、全ての成年者に普通選挙権が保障され、国民が主権者として国政と地方政治に関与することになっていく。

5 恒久平和主義の原理

アジア・太平洋戦争の反省の上に立って、日本国憲法

前文は「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と述べ、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認している。

そして、9条1項では「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」を放棄し、9条2項では「陸海空軍その他の戦力の不保持」と「国の交戦権の否認」を定め、徹底した恒久平和主義を採用している。日本国憲法の徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものである。

6 基本原理を日本社会に

定着させる闘いが求められている

アジア・太平洋戦争の惨禍の反省の上に制定された日本国憲法であるが、憲法の基本原理が必ずしも日本社会に定着しているとは言えず、最近では基本原理を後退させる動きも起きている。

基本的人権の尊重原理に関して言えば、日本社会では貧困と格差が拡大しており、生活保護バッシングや生活保護基準の大幅引き下げ、ヘイトスピーチやヘイトデモの横行、女性差別やLGBT差別の横行、障がい者差別

の横行など、差別や人権侵害が横行している。

障がい者に強制不妊手術を行わせた旧優生保護法に関する、2024年7月3日最高裁大法廷は、旧優生保護法に關して、「立法時点で違憲だった」と断じ、国に賠償を命じる判決を言い渡した。1948年に制定された旧優生保護法が1996年に母体保護法に改正されるまでの間、優生思想に基づいて障がいのある人に対して約2万5000件の強制不妊手術が実施された。

旧優生保護法は、議員立法で1948年6月28日に与野党全会一致で成立したものであるが、その前年の1947年5月3日には日本国憲法が施行されていたのである。違憲の立法を半世紀近く存続させてきたことは国会や政府の責任はもちろんのこと、基本的人権尊重の原理が定着していないわが国の戦後社会が問われている問題と言える。

国民主権原理に関して言えば、昨年10月27日に行われた衆議院選挙の投票率は、53・85%で戦後3番目に低くなっている。また、18歳の投票率は49・21%、19歳は36・67%で50%以下となっている。地方自治体の議会や首長の選挙では、国政選挙の投票率をさらに下回っているケースも珍しくない。

国政や地方政治に大きな影響を与える選挙で2人に1

人しか国民主権を行使していない現状は、とても国民主権の原理や民主主義が定着しているとは言えない状況である。スウェーデンやデンマークでは投票率は毎回85%前後となっている。

恒久平和主義の原理に関しても、後退させる動きが続いている。2015年9月19日には恒久平和主義の原理に反する集団的自衛権の行使を可能にした安保法制が成立し、2016年3月29日から施行されている。

また、2022年12月16日政府は「安保関連三文書」を閣議決定し、2023〜2027年度の5年間の防衛費の総額を約43兆円とすること、2027年度の防衛費を国内総生産（GDP）比2%に増額すること、これまでの「専守防衛」戦略を転換する敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有すること、などを決めている。

敗戦から80年目を迎える今年、私たちは、アジア・太平洋戦争の惨禍の反省の上に立つて制定された日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義とそれらを支える理念である立憲主義の重要な意義を再確認するとともに、これらの基本原理を後退させる動きと闘うとともに、日本社会にこれらの原理を定着させる闘いを進めなければならない。

（うつのみや けんじ）